

名古屋市営氷室荘（北工区）整備事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、名古屋市営氷室荘（北工区）整備事業の実施に関する方針を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

令和 7 年 3 月 21 日

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋市営氷室荘（北工区）整備事業

実施方針

令和 7 年 3 月 21 日

名古屋市

— 目 次 —

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 実施方針に関する事項	5
3 特定事業の選定方法等に関する事項	6
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 民間事業者の募集及び選定方法	7
2 入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
3 審査及び選定に関する事項	12
4 提出書類の取扱い	14
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	16
2 提供されるサービス水準	16
3 PFI 事業者の責任の履行に関する事項	16
4 PFI 事業者によるセルフモニタリング	16
5 市による事業の実施状況のモニタリング	17
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
1 立地に関する事項	19
2 土地に関する事項	19
3 全体に関する事項	19
4 市営住宅整備に関する事項	20
5 活用用地に関する事項	20
第 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1 PFI 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
3 何れの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	21
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	21
1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
2 その他の支援に関する事項	21
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	21
1 特定事業契約の締結	21

2 債務負担行為の設定	21
3 情報公開及び情報提供	21
4 市からの提供資料の取扱い	21
5 入札に伴う費用分担	22
6 使用言語、通貨及び日時	22
7 本事業に関する市の担当部署	22
8 本事業に関するアドバイザー及びその協力会社	22

様式－1 実施方針に関する説明会参加申込書

様式－2 実施方針に関する質問・意見書

様式－3 要求水準書(案)に関する質問・意見書

別紙－1 リスク分担表

別紙－2 事業用地付近見取図

別紙－3 事業用地現況図

【用語の定義】

名古屋市営氷室荘（北工区）整備事業の実施方針及び要求水準書における用語の定義は、以下に定めるところによる。

用 語	定 義
本事業	名古屋市営氷室荘（北工区）整備事業をいう。
氷室荘	名古屋市営氷室荘をいう。
氷室荘（北工区）	氷室荘のうち、「別紙－3：事業用地現況図」に示す、敷地境界線以北の範囲をいう。
氷室荘（南工区）	氷室荘のうち、「別紙－3：事業用地現況図」に示す、敷地境界線以南の範囲をいう。
市	名古屋市をいう。
PFI 法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」をいう。
PFI 事業者	本事業を実施する民間事業者をいう。
特定事業契約	本事業を実施するため落札者が締結する契約をいう。
特定事業契約書	特定事業契約に係る契約書をいう。
特定事業契約書等	特定事業契約書及び要求水準書をいう。
入札説明書等	本事業に関して後日公表予定の入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、特定事業契約書（案）など、入札説明書とともに公表する資料をいう。
入札参加者	入札に参加する者をいう。
応募グループ	本事業に応募した複数の企業で構成されるグループをいう。
代表企業	応募グループを構成する企業のうち、入札手続等を代表して行う企業をいう。
設計企業	PFI 事業者のうち、設計業務を担う企業をいう。
建設企業	PFI 事業者のうち、建設業務を担う企業をいう。
工事監理企業	PFI 事業者のうち、工事監理業務を担う企業をいう。
移転支援企業	PFI 事業者のうち、入居者移転支援業務を行う企業をいう。
用地活用企業	PFI 事業者のうち、活用用地において自らの事業として民間施設等の整備・管理・運営を行う企業をいう。
構成員	応募グループを構成する企業をいう。
SPC	特別目的会社をいう。
工事監理者	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項の規定による工事監理者をいう。
工事監理者等	工事監理者及び工事監理業務の実施に必要な技術者をいう。
アドバイザー企業	本事業に関するアドバイザー業務を受託した企業及びその協力会社をいう。

懇談会	市営住宅 PFI 事業者選定懇談会をいう。
入札参加資格審査書類	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書をいう。
セルフモニタリング	PFI 事業者自らが本事業における要求水準の履行確認及び進捗管理を行うことをいう。
既存住宅	氷室荘（北工区）において現に立地する市営住宅（1 棟・2 棟・3 棟・4 棟）をいう。
既存住宅等	既存住宅及びその附帯施設をいう。
旧氷室出張所	上下水道局旧氷室出張所をいう。
新築住宅	本事業で新たに整備する 140 戸の市営住宅をいう。
新築住宅等	新築住宅及びその附帯施設をいう。
市営住宅等整備業務	既存住宅等の解体撤去及び新築住宅等の整備（調査、設計及び建設）を行う業務をいう。
事業用地	本事業の対象となる、氷室荘（北工区）及び旧氷室出張所が現に立地する場所をいう（「別紙－3：事業用地現況図」参照）。
新築住宅等整備用地	新築住宅等の整備用地をいう。
事業関連区域	氷室荘（南工区）のうち、氷室荘（北工区）と近接している未整備の区域をいう（「別紙－3：事業用地現況図」参照）。
活用用地	市営住宅等整備業務により生み出される余剰地をいう。
活用用地（西）	氷室荘 1 棟及び旧氷室出張所街区の活用用地をいう。
活用用地（東）	事業用地東側の活用用地をいう。
民間施設等	活用用地において PFI 事業者が整備・管理・運営する施設等をいう。
用地活用業務	市から活用用地を取得し、民間施設等の整備・管理・運営を行う業務をいう。
入居者移転支援業務	既存住宅の入居者の移転を支援する業務をいう。
対象入居者	既存住宅の入居者（定期入居者を除く。）をいう。
本移転	既存住宅の入居者が、既存住宅から氷室荘（南工区）の住宅又は新築住宅に移転することをいう。
本移転対象世帯	既存住宅の入居者のうち、本移転する世帯をいう。
移転期限	既存住宅の入居者が移転を完了する期限をいう。
希望本移転	既存住宅の入居者が、本移転せずに他の市営住宅に移転することをいう。
前住居	入居者移転支援業務において対象入居者が移転前に居住していた住居をいう。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

名古屋市営氷室荘（北工区）整備事業

(2) 事業に供される公共施設

市営住宅（附帯施設含む）

(3) 公共施設等の管理者の名称

名古屋市長 広沢 一郎

(4) 事業の目的

令和4年3月に策定した「名古屋市住生活基本計画」においては、「多様なニーズに対応した安心・ゆとりある住生活の実現・継承」を目標に掲げ、「居住者」「安心安全」「住宅ストック」の基本的視点から、「えらぶ」「まもる」「つなぐ」をキーワードに施策を展開している。

現在、高経年化が進む市営住宅等についても、既存ストックを有効活用しつつ、持続可能で安定的な管理運営に取り組んでいる。昭和43年度から47年度にかけて建設された氷室荘は、耐震性が確保できていないことや建物の高経年化が進行しているため、既に氷室荘（南工区）は従来手法による建替を実施しており、令和8年度に工事完了予定である。今回、残りの氷室荘（北工区）についても建替を行い、入居者の安心安全を「まもり」次世代へ「つなぐ」ものとした。

併せて、本事業においては、PFI事業者の優れたノウハウを活用することで、既存住宅等の解体撤去及び新築住宅等の整備を行うとともに、活用用地においては、周辺地域との調和や多様な世代の居住に配慮した施設等の整備・管理・運営を行う付帯事業を一体的に行うことにより、若年・子育て世帯や高齢者世帯などさまざまな世帯がいきいきと安心して暮らせる団地への再生を推進するものである。

(5) 事業の概要

本事業は、PFI法に基づき、PFI事業者が新たに市営住宅等整備業務、入居者移転支援業務、用地活用業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務を行うものである。

PFI事業者が行う主な業務は次のとおりである。具体的な事項については、入札説明書等において提示する。

① 事業計画等策定業務

PFI事業者は、特定事業契約書、入札説明書等及び入札手続において提出した事業提案書に基づき、本事業に関する事業計画等を策定し、市の確認を受ける。

PFI事業者は、セルフモニタリングを行うことを前提に、特定事業契約書、及び入札手続において提出した事業提案書に基づき、確認の項目、時期及び確認方法等を示したセルフモニタリング計画を策定し、市の確認を受ける。

② 市営住宅等整備業務

PFI 事業者は、既存住宅等の解体撤去及び新築住宅等の整備（調査、設計及び建設）を行い、市に引き渡すものとし、以下の業務を行う。

ア 調査業務

- ・ 測量調査
- ・ 地質調査
- ・ 電波障害調査
- ・ 周辺家屋調査
- ・ アスベスト含有建材等の有害物質の使用状況調査
- ・ その他必要な調査

イ 設計業務

- ・ 基本設計
- ・ 実施設計
- ・ 設計住宅性能評価の取得
- ・ 設計段階における各種許認可申請等手続（団地認定に関する許認可申請等を含む）

ウ 解体撤去業務

- ・ 既存住宅等の解体撤去に係る設計及び工事
- ・ 旧氷室出張所の解体撤去に係る設計及び工事

エ 建設業務

- ・ 新築住宅等の建設工事
- ・ 建設住宅性能評価の取得
- ・ 建設段階における各種許認可申請手続（団地認定に関する許認可申請等を含む）
- ・ 屋内空気中化学物質室内濃度調査
- ・ 竣工検査
- ・ 1 年点検の実施

オ 工事監理業務

- ・ 既存住宅等の解体撤去に関する工事監理
- ・ 新築住宅等の建設に関する工事監理

カ その他の業務

- ・ 完成確認への立ち会い、引渡し及び所有権移転
- ・ 事業用地の確定測量及び分筆登記
- ・ 近隣住民への事前説明並びに事前調査及び事後調査等への対応
- ・ 国庫補助金申請関係書類等の作成支援
- ・ 会計実地検査等の支援
- ・ 家賃算定資料の作成
- ・ 公有財産台帳登録資料作成
- ・ 長期修繕計画策定
- ・ 契約不適合検査の実施
- ・ 市が行うモニタリングへの協力及び調整
- ・ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用

キ 上記業務を実施する上で必要な関連業務

③ 入居者移転支援業務

PFI 事業者は、既存住宅の入居者が本事業実施のため移転するにあたり、以下の業務を行う。

ア 本移転支援業務

- ・ 移転説明会の補助業務
- ・ 入居予定者を対象とした内覧会の開催業務
- ・ 住宅設備仕様選択方式による車いす利用者専用住宅の募集
- ・ 移転申込受付・抽選業務及び入居者決定事務の補助業務
- ・ 移転手続補助業務
- ・ 駐車場申込受付補助業務
- ・ 本移転対象世帯に対する入居説明会の実施業務
- ・ 本移転対象世帯への鍵渡し業務
- ・ 駐車場契約補助業務
- ・ 移転完了確認業務

イ 希望本移転支援業務

- ・ 本移転支援業務と並行して行う希望本移転支援業務
- ・ 希望本移転の随時申込受付

ウ 引越し業者、片付け業者の紹介

エ 国庫補助金申請関係書類等の作成支援業務

オ 会計実地検査等の支援

カ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

④ 用地活用業務（付帯事業）

PFI 事業者は、市から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備・管理・運営を行う。

活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住宅等の解体撤去が完了し、市が行う行政財産から普通財産への変更手続完了後に行い、その際、市と PFI 事業者との間で、別途売買契約を取り交わすものとする。

(6) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施するものとし、PFI 事業者は、市が所有権を有する土地に存在する既存住宅等を解体撤去し、新たに新築住宅等を整備した後、市に所有権を移転する BT (Build Transfer) 方式による市営住宅等整備と、用地活用（付帯事業）を一体的に行うものである。

(7) PFI 事業者の収入及び負担

PFI 事業者の収入及び負担については、概ね次のように予定しているが、市からの支払いに係る具体的な内容については、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

市は、本事業の実施について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する

債務負担行為に基づき、PFI 事業者から提供されたサービスに対し、市と PFI 事業者との間で締結する特定事業契約書等に定めるところにより、契約期間にわたって、本事業の実施に必要なサービスの対価を PFI 事業者に対し支払う。

① PFI 事業者の収入

- ア 市は、市営住宅等整備業務に要する費用について、令和 8 年度以降、各年度末の出来高部分に相応する費用の 10 分の 9 以内の額を支払う。
- イ 市は、入居者移転支援業務に要する費用として、特定事業契約書等に定める入居者移転支援業務のサービスの対価を、2・3 棟入居者の移転支援業務については令和 8 年度末まで、1・4 棟入居者の移転支援及びその他業務については令和 12 年度末までにそれぞれ支払う。

② PFI 事業者の負担

- ア PFI 事業者は、市営住宅等整備業務に要する費用を、①アの市からの支払いがあるまでの間、負担する。
- イ PFI 事業者は、入居者移転支援業務に要する費用を、①イの市からの支払いがあるまでの間、負担する。
- ウ PFI 事業者は、自らが提案した活用用地の価格に地価の変動に基づき補正した価格を市へ支払う。
- エ PFI 事業者は、活用用地における民間施設等の整備・管理・運営に要する費用を負担する。

(8) 事業期間

市営住宅等整備業務及び入居者移転支援業務に係る事業期間は、特定事業契約の締結日から新築住宅等を整備し、既存住宅等を解体撤去するまでの間とする。(概ね 7 年間)
その後、市と活用用地に係る売買契約を取り交わし、用地活用業務を行うこととなる。

(9) 事業実施スケジュール (予定)

時 期	内 容
令和 8 年 3 月	特定事業契約の締結 (2 月市会に上程)
令和 9 年 1 月 31 日	2・3 棟入居者の移転期限
令和 9 年 4 月～令和 10 年 10 月	既存住宅等 (2・3 棟) の解体撤去
令和 10 年 11 月～令和 12 年 12 月	新築住宅等の整備
令和 12 年 12 月末	1・4 棟入居者の移転期限
令和 13 年 3 月～令和 14 年 9 月	既存住宅等 (1・4 棟) の解体撤去
令和 14 年 12 月	活用用地売買契約締結

(10) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等は、要求水準書 (案) を参照すること。

2 実施方針に関する事項

(1) 実施方針に関する現地説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針に関する現地説明会を開催する。ただし、現地説明会への出席は応募の条件ではない。

① 実施日時

期間：令和7年4月3日（木）午後2時から（午後1時30分から受付開始）

② 実施場所

名古屋市南区三条二丁目、氷室町地内 名古屋市営氷室荘 集会所（管理事務所 2階）

③ 参加申込方法

現地説明会への参加を希望する民間事業者は、令和7年4月2日（水）午後5時までに「様式－1 実施方針に関する現地説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し申込みすること。なお、1民間事業者2名まで参加可能とし、電子メール以外での受付は行わない。

また、参加申込に対して参加証等の発行はしない。

申込期間	令和7年3月21日（金）～4月2日（水）午後5時まで
申込書のファイル形式	Microsoft Word のウィンドウズ版で処理可能なもの
申 込 先	名古屋市住宅都市局住宅部住宅整備課
申込先メールアドレス	a2988@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

④ 留意事項

実施方針及び要求水準書（案）の資料は当日配布しないので、以下の名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードし、持参すること。

【URL】<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000183738.html>

なお、実施方針に関する現地説明会では質問は受け付けない。

(2) 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見の受付は、次のとおりとする。

① 受付期間

令和7年3月21日（金）午前10時～令和7年4月9日（水）午後5時まで

② 受付方法

質問及び意見内容を簡潔にまとめ、「実施方針に関する質問・意見書（様式－2）」又は「要求水準書（案）に関する質問・意見書（様式－3）」に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、電子メール以外での受付は行わない。

質問・意見書のファイル形式	Microsoft Word のウィンドウズ版で処理可能なものとし、表題は「実施方針に関する質問・意見書」又は「要求水準書(案)に関する質問・意見書」とすること。
提出先	名古屋市住宅都市局住宅部住宅整備課
提出先メールアドレス	a2988@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

(3) 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

本実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答は、以下のとおり行う。
なお、これらの回答については、必要に応じて入札説明書等に反映する。

① 回答日（予定）

令和 7 年 4 月 25 日（金）

② 回答方法

質問者及び意見者（以下「提出者」という。）の特殊な技術やノウハウ等に関し、提出者の権利、競争性の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載によって行う。なお、提出者の企業名は公表しないものとする。

【URL】 <https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000183738.html>

市は、提出者に対して個別に回答は行わない。ただし、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(4) 実施方針の変更

本実施方針の公表後において、提出者からの質問・意見を踏まえて、実施方針の変更を行うことがある。その場合には実施方針の公表と同じ方法で速やかに公表する。

3 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法

市は、PFI 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「VFM に関するガイドライン」等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することにより、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。

(2) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価内容とあわせ名古屋市公式ウェブサイトへの掲載により、速やかに公表する。

なお、特定事業としての選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

市は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、参画を希望する民間事業者から本事業に関する提案を広く公募する。

PFI 事業者の選定にあたっては、本事業に係る対価及び計画内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）を採用する。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続には、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」が適用される。

2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、複数の企業で構成される応募グループとし、代表企業を定めるものとする。また、代表企業は、本事業を遂行する上で中心的な役割を果たす企業とし、次のイ(b)で定める建設企業に限るものとする。
- イ 入札参加者は、次に掲げる企業で構成するものとし、入札参加表明書において、各企業の企業名を明らかにするものとする。
 - (a) 設計企業
 - (b) 建設企業
 - (c) 工事監理企業
 - (d) 移転支援企業
 - (e) 用地活用企業
- ウ 応募グループを構成する構成員のうち、(2)①～⑤の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理企業は建設企業を兼ねることはできないものとし、資本関係若しくは人的関係において次のいずれかに該当する者でないこととする。
 - (a) 工事監理企業が建設企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
 - (b) 工事監理企業が建設企業の資本総額の 50%を超える出資をしていること。
 - (c) 建設企業が工事監理企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
 - (d) 建設企業が工事監理企業の資本総額の 50%を超える出資をしていること。
 - (e) 工事監理企業において代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねていること。
- エ 落札者となった入札参加者が、本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として SPC を設立する場合は、次の要件も満たすものとする。
 - (a) 落札者となった応募グループの構成員のうち、代表企業は、必ず SPC に出資するものとする。
 - (b) 代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。
 - (c) 出資者である構成員は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他の一切

の処分を行ってはならない。

- オ 資格審査書類の受付日後においては、原則として応募グループの構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として応募グループの構成員（代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとする。
- カ 応募グループの構成員は、他の提案を行う応募グループの構成員になることはできないものとする。

(2) 入札参加者の資格要件

入札参加者は、事業を適切に実施できる能力（技術、実績、資金及び信用等）を備える者であり、資格審査書類の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

なお、PFI 事業者が SPC を設立する場合にあっては、SPC から下記①～⑤の企業として業務を受託する者も同様とする。

① 設計企業

設計企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で業務を実施する場合は、主たる業務を担う一者は全ての要件を満たし、それ以外の者は、ア及びイの要件を満たすこと。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。
- イ 令和 7 年度及び 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の認定を受けており、詳細内容「設計」を選択している者であること。
- ウ 延床面積 4,500 ㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅その他これに類するホテル、病院、寄宿舎又は老人ホーム等の建築物（以下「共同住宅等」という。）の建築工事（改修工事を除く。）に係る設計を行った実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 15 年間に竣工したもので、元請人（共同企業体の場合を除く。）として受注したものに限る。ただし、平成 22 年度以降に元請として履行した名古屋市住宅都市局等発注の設計業務については、業務委託成績が 60 点未満のものは、本履行実績とはならない。
- エ 設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係（開札日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係。以下同じ。）があり、かつ上記ウの実績に係る業務に従事した一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を本業務に配置できること。

② 建設企業

建設企業は、次のアからオの要件を満たすこと。なお、建設企業が一般共同企業体の場合は、カの要件を満たすこと。また、複数の者で業務を実施する場合は、代表企業となる者がアからオの要件を満たすこととし、それ以外の者は、アからウまでの要件を満たすこと。ただし、複数の者で業務を実施する場合は、一般共同企業体が構成員となることは認めない。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受け

- ていること。
- イ 令和7年度及び8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事請負」、申請業種「建築工事」の認定を受けた者であること。
 - ウ 建築一式工事について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合点数が1,100点以上であること。
 - エ 延床面積3,000㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等の建築工事（改修工事を除く。）を施工した実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したもので、元請人として受注したものに限る。ただし、平成22年度以降に元請人として施工した名古屋市住宅都市局等発注工事については、工事成績が65点未満のものは、本施工実績とはならない。
 - オ 次の要件を全て満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で配置できること。
 - (a) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者、又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - (b) 延床面積3,000㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等の建築工事（改修工事を除く。）の施工に監理技術者として従事したことがあること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したもので、受注した元請人（特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員のみを対象とする。）の技術者としてのものに限る。ただし、平成22年度以降に元請として施工した名古屋市住宅都市局等発注工事については、工事成績が65点未満のものは、本施工実績とはならない。
 - (c) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者で、建設企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があること。
 - カ 建設企業が一般共同企業体の場合は、次の要件を満たすこと。
 - (a) 全ての構成員が上記アに示した許可を受けていること。
 - (b) 上記イ及びウに示した申請区分、申請業種及び経営事項審査の結果の総合点数については、一般共同企業体として要件を満たすこと。
 - (c) 上記エで示した実績については、一般共同企業体又は一般共同企業体のいずれかの構成員において要件を満たすこと。
 - (d) 上記オで示した技術者の配置については、一般共同企業体のいずれかの構成員において要件を満たすこと。

③ 工事監理企業

工事監理企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で業務を実施する場合は、主たる業務を担う一者は全ての要件を満たし、それ以外の者は、ア及びイの要件を満たすこと。

- ア 建築士法の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。
- イ 令和7年度及び8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の認定を受けており、詳細内容「工事監理」を選択している者であること。
- ウ 延床面積4,500㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅

等の建築工事（改修工事を除く。）に係る工事監理を行った実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 15 年間に竣工したもので、元請人（特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員のみを対象とする。）として受注したものに限る。

- エ 工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、かつ上記ウの実績に係る業務に従事した工事監理者を本業務に配置することができること。
- オ 工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、かつ、一級建築士である管理技術者（工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること（工事監理者との兼務は可とする。）。

④ 移転支援企業

移転支援企業は、令和 7 年度及び 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「その他」の認定を受けた者であること。なお、複数の者で業務を実施する場合は、それぞれが要件を満たすこと。

⑤ 用地活用企業

用地活用企業は、提案する内容と同種・同規模の事業に係る実績を有していること。なお、複数の者で業務を実施する場合は、すべての用地活用企業が業務の分担に応じて当該要件を満たすこと。

(3) 入札参加者の共通の資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、応募グループの構成員又は SPC から業務を受託する者になれないものとする。

- ア PFI 法第 9 条各号のいずれかに該当する者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- オ 市の区域内に事業所を有する者にあつては、市税に係る徴収金を完納していない者
- カ 市の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金及び主たる事務所の所在地の市町村における最近 1 事業年度の市町村税に係る徴収金を完納していない者
- キ 消費税及び地方消費税を完納していない者
- ク 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国におけるオからキまでに掲げる税に相当する税等に係る徴収金を完納していない者
- ケ 建設業法第 28 条第 3 項又は 5 項の規定による営業停止命令を受けている者
- コ 宅地建物取引業法第 65 条第 2 項又は 4 項の規定による業務の停止命令を受けている者
- サ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- シ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている

- 者（同法に基づく更生手続開始の決定後、入札公告で定める市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）
- ス 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- セ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）
- ソ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされている者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）
- タ 中小企業等共同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告にかかる入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- チ 公告日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がある者
- ツ 名古屋市において入札参加資格を有する者以外で、名古屋市指名停止要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者（入札書等の受付の日において、同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、当該各号に定める期間を経過したと認められる者を除く。）
- テ 本件入札に係る事業について、本事業に関するアドバイザー企業である者
- ト アドバイザー企業と資本関係若しくは人的関係において次のいずれかに該当する者
- (a) アドバイザー企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- (b) アドバイザー企業の資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- (c) アドバイザー企業が、応募グループ構成員の発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- (d) アドバイザー企業が、応募グループ構成員の資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- (e) 代表権を有する役員が、アドバイザー企業の代表権を有する役員を兼ねていること。
- ナ 後述の 3 (2) に示す懇談会の各委員との資本関係若しくは人的関係において、次のいずれかに該当する者
- (a) 委員が発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- (b) 委員が資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- (c) 委員の所属する法人が、発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- (d) 委員の所属する法人が、資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- (e) 委員が役員又は従業員となっていること。

(4) 資格審査書類の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた応募グループの構成員又は SPC から業務を受託する者が、資格審査書類の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 資格審査書類の受付日から落札者決定日までの間に、応募グループの構成員又は SPC から業務を受託する者に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として入札参加資格要件を欠く応募グループの構成員（代表企業を除く。）又は SPC から業務を受託する者（代表企業を除く。）の変更をする場合は、この限りではない。
- イ 落札者決定日から特定事業契約の締結日までの間に、応募グループの構成員又は SPC から業務を受託する者に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、市は一切責任を負わない。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として入札参加資格要件を欠く応募グループの構成員（代表企業を除く。）又は SPC からの業務を受託する者（代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は変更後の応募グループと仮契約を締結できるものとする。

3 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

市は、本事業において総合評価一般競争入札を実施するに際し、中立かつ公正な PFI 事業者の選定を行うことを目的として、学識経験者で構成する懇談会を設置している。

市は、本事業の実施方針策定段階から落札候補者決定までの各段階において、その適正性等について懇談会で意見聴取する。市は、入札価格及び活用用地の取得の価格による「定量的事項」の審査を行うとともに、懇談会は、提案書の計画内容による「定性的事項」の評価を行い、それらの結果に基づき市が総合的に評価し、落札者を決定する。入札参加者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は、選定対象から除外することとする。

なお、PFI 事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案においても市の財政負担の縮減が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、PFI 事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(2) 懇談会の構成

懇談会は、市が設置し、外部委員 3 名により構成している。

なお、応募グループの構成員が、落札候補者決定前までに委員に対し、本事業に関わる相談や働きかけ等を行った場合は失格とする。

氏 名	所 属	専門分野
生田 京子	名城大学 理工学部 建築学科 教授	建築デザイン 住宅・公共施設
黒田 達朗	椋山女学園大学 現代マネジメント学部 現代マネジメント学科 教授	都市・地域経済学 公共経済学
中井 孝幸	愛知工業大学 工学部 建築学科 教授	建築計画 施設計画

(3) 審査の内容

懇談会においては、入札公告時に公表する落札者決定基準に基づき、提案内容について総合的に評価を行う。市は、懇談会における提案内容の定性的評価点と入札価格及び活用用地の取得の価格による定量的評価点とを合算した評価点の最も高い者を落札候補者とする。審査の内容についての詳細は、入札説明書に添付する落札者決定基準による。

(4) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順で行うものとする。

① 入札参加資格の審査

入札参加者が参加資格要件を満たしているかの審査を市が行う。

② 開札及び定量的事項の審査

市は、入札価格が予定価格を上回っていないかの確認を行うとともに、入札価格及び活用用地の取得の価格に基づく定量的事項の審査を併せて行う。

③ 基本的事項の確認

要求水準の基本的事項を満たしているかの確認を市が行う。

④ 提案内容の評価

提案内容に基づく定量的事項の評価については懇談会が行うものとし、提案内容については別途ヒアリングを実施する予定である。

なお、評価事項は以下のとおりとする予定であり、評価基準等の詳細については、入札公告時に入札説明書等において示すが、イ及びウについては、建設・インフラ分野の DX を活用することにより、更なる業務の効率化や生産性向上に資する提案がなされることを期待する。

- ア 事業計画及び実施体制等に関する事項
- イ 市営住宅等の整備に関する事項
- ウ 工事中の安全管理、環境対策に関する事項
- エ 入居者移転の支援に関する事項
- オ 用地活用の企画及び提案に関する事項

- カ 企業の技術力に関する事項
- キ 配置予定技術者の能力に関する事項

⑤ 落札者の決定

上記の結果を総合的に評価し、市が落札者を決定し通知する。

(5) 選定及び契約の手順並びにスケジュール（予定）

本事業における PFI 事業者の選定及び契約のスケジュール(予定)は、以下のとおりである。

日 程	内 容
令和 7 年 3 月	実施方針の公表 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付
4 月	実施方針に関する現地説明会の実施 実施方針に関する質問・意見に対する回答
7 月	特定事業の選定及び公表 入札公告及び入札説明書等の公表 入札説明書等に関する質問受付
8 月	入札参加資格審査書類提出期限 入札参加資格審査の結果通知
9 月	入札説明書等に関する質問に対する回答
10 月	事業提案書類提出期限
12 月	落札候補者選定 基本協定・特定事業契約の仮契約締結
令和 8 年 3 月	特定事業契約の締結（2 月市会に上程）

(6) 提出書類

入札参加者は、本事業に関する入札参加資格審査書類及び事業提案書類を提出するものとする。なお、提出の時期、提出方法、必要な書類の詳細等については、入札説明書等により提示する。

(7) SPC を設立する場合

落札者が SPC を設立する場合には、市は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPC と特定事業契約を締結するものとする。SPC は特定事業契約の仮契約の締結までに設立するものとする。

4 提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。なお市は、提出書類の全部又は一部を、提案審査や市議会・報道機関への情報提供及び市の広報媒体での掲載のために無償で使うことができるものとする。ただし、契約に至らなかった入札参加者の提出書類については、PFI 事業者の選定以外には使用しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

(3) 提出書類の変更の禁止

入札参加者は、提出後に提出書類の変更を行うことはできない。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、PFI 事業者が担当する業務については、PFI 事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として PFI 事業者が負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と PFI 事業者の責任分担は、原則として別紙-1 に示すリスク分担表によることとし、具体的内容については、実施方針に対する意見等を踏まえて、入札説明書等の公表時において明らかにする。なお、最終的なリスク分担については、特定事業契約書において明確にする。

(3) 保険

PFI 事業者は、保険により費用化できるリスクについては、合理的な範囲で付保するものとする。なお、PFI 事業者が付保すべき保険の内容は、入札公告時に公表する特定事業契約書（案）において提示する。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準（以下「要求水準」という。）については、入札説明書に添付する要求水準書において提示する。

3 PFI 事業者の責任の履行に関する事項

PFI 事業者は、特定事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行するものとする。なお、特定事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するために、契約保証金の納付等の方法により特定事業契約の保証を行う。

4 PFI 事業者によるセルフモニタリング

PFI 事業者は、各業務の着手時に、セルフモニタリングを実施することを前提に「要求水準書等確認計画書」を作成し、市の確認を受ける。また、各業務の履行状況について「要求水準等確認計画書」に従い確認を行い、その結果をとりまとめた「要求水準等確認報告書」を市に提出し、確認を受ける。

なお、市が求める場合には、セルフモニタリングの状況又は結果を適宜報告する。

5 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、PFI 事業者による要求水準の適正かつ確実な遂行を担保するため、達成状況等についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期及び内容

モニタリングの時期及び内容は概ね次のとおりとする。ただし、別途市がモニタリングを必要とする場合においては、市の方法及び手段により実施するものとする。

① 事業計画等策定時

PFI 事業者は、特定事業契約書、入札説明書等及び入札手続において提出した事業提案書に基づき、市営住宅等整備業務、入居者移転支援業務及び用地活用業務に関する事業計画等を策定し、市は特定事業契約書等に定められた水準を満たしているか確認を行う。

② 事前調査時

市は、調査業務完了時に PFI 事業者から提出された調査結果等について、特定事業契約書等に定められた水準を満たしているか確認を行う。

③ 設計時

市は、基本設計及び実施設計完了時に、PFI 事業者から提出された図書について、特定事業契約書等に定められた水準を満たしているか確認を行う。

④ 入居者移転時

市は、入居者移転支援業務期間中、PFI 事業者による業務の実施状況について、特定事業契約書等に定められた水準を満たしているか適宜確認を行う。

⑤ 解体撤去時

市は、PFI 事業者が行う既存住宅等の解体撤去業務の状況について、特定事業契約書等に定められた水準を満たしているか確認を適宜行う。この際、PFI 事業者は、工事監理者を置き、解体撤去の状況について市に報告する。

⑥ 工事施工時

市は、PFI 事業者が行う工事施工、工事監理の状況について、特定事業契約書等に定められた水準を満たしているか確認を適宜行う。この際、PFI 事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を置き、工事監理を行い、工事施工、工事監理の状況について市に報告する。

⑦ 工事完成・新築住宅等引渡し時

市は、完成した新築住宅等が、特定事業契約書等に定められた水準を満たしているか確認を行う。この際、PFI 事業者は、施工記録（工事写真、施工体制、日報等）を用意する。

⑧ 用地活用時

市は、活用用地での事業履行状況が、特定事業契約書等に定められた内容及び提案内容を満たしているか確認するため、市と PFI 事業者との間で別途締結する売買契約に基づき、活用用地について所有権移転登記をした日から買戻し登記を抹消する手続きが完了するまでの間、随時実地調査を行う。また、PFI 事業者は、市が要請した時は、活用用地での事業履行状況を市に報告する。

(3) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングにかかる費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は PFI 事業者の負担とする。

(4) PFI 事業者に対する改善指示及び支払額の減額等

モニタリングの結果、要求水準が満たされていない場合、市は PFI 事業者に対して改善を指示することができる。また、支払い金額の減額、違約金の徴収又は契約解除等の措置をとることがある。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

所 在	名古屋市南区三条二丁目及び氷室町地内
敷地面積	20,484.78 m ² (新築住宅等整備用地、事業関連区域、活用用地の合計)
用途地域	第1種住居地域
容積率／建蔽率	200％／60％
高度地区	31m 高度地区
防火・準防火	準防火地域
日影規制 (5m を超え 10m 以内／10m を超える範囲)	第1種住居地域 4時間／2.5時間 (平均地盤面からの高さ：4m)
インフラ整備状況	上水道、下水道、都市ガス、電気、 電話、CATV
緑化地域制度に基づく緑化率	15% (緑化地域制度 10%＋上乘せ 5%) ※上乘せ分は、公共施設整備を伴う新築住宅等整備用地のみに適用

2 土地に関する事項

PFI 事業者は、特定事業契約の締結日から新築住宅等の引渡しまでの間、PFI 法第 71 条第 2 項の規定に基づき、事業用地を無償で 사용할 ことができる。ただし、活用用地については、PFI 事業者が市から取得するまでの間とする。

3 全体に関する事項

整備の概要は、以下のとおりである。なお、各項目の詳細については、入札説明書に添付する要求水準書によるものとする。

(1) 事業用地

① 事業用地の設定

事業用地は、別紙－2 の事業用地付近見取図及び別紙－3 の事業用地現況図に示すとおりである。

② 建替手順

本事業では、事業用地において既存住宅等の解体撤去、新築住宅等の整備を行う。建替の工程計画は PFI 事業者の提案とするが、以下に基本的な手順を示す。

ア 氷室荘（南工区）への移転

イ 既存住宅等（2 棟・3 棟）の解体撤去

ウ 新築住宅等の整備

- エ 新築住宅への移転
- オ 既存住宅等（1棟・4棟）の解体撤去
- カ 事業用地の確定測量及び分筆登記

(2) 施設計画

施設計画の詳細については、要求水準書によるものとする。

4 市営住宅整備に関する事項

市営住宅整備の詳細については、要求水準書によるものとする。

5 活用用地に関する事項

活用用地の詳細については、要求水準書によるものとする。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約書等の解釈について疑義が生じた場合は、市と PFI 事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書等で定める措置に従う。
また、本事業に関する紛争については名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1 PFI 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

PFI 事業者の提供するサービスが特定事業契約書等に定められた水準を下回る場合、その他特定事業契約書等に定められた PFI 事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行若しくはその懸念が生じた場合は、市は、PFI 事業者には是正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができるものとする。PFI 事業者が一定期間内に是正することが出来なかった場合は、市は特定事業契約を解除することができるものとする。

PFI 事業者の破産等により特定事業契約書等に定められた事業の継続が困難な場合は、市は契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については特定事業契約書で規定する。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、PFI 事業者は契約を解除することができるものとする。

契約解除に至る事由及び賠償措置については特定事業契約書で規定する。

3 何れの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市又は PFI 事業者の何れの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と PFI 事業者は事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、市及び PFI 事業者は、特定事業契約を解除することができるものとする。

特定事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償措置は、特定事業契約書で規定する。

その他、特定事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援については、特に想定していない。

2 その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

事業実施に必要な許認可等に関して、市は必要に応じて協力する。

法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は PFI 事業者と協議を行う。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 特定事業契約の締結

本事業の本契約に係る議案の名古屋市会への上程は、令和 8 年 2 月定例会を予定している。

2 債務負担行為の設定

本事業の実施に関する債務負担行為の設定に係る議案の名古屋市会への上程は、令和 7 年 2 月定例会において実施済みである。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、市情報公開条例に基づき対応する。

本事業に関する情報提供は、名古屋市公式ウェブサイト等を通じて適宜行う。

4 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

5 入札に伴う費用分担

入札参加者の入札にかかる費用については、全て入札参加者の負担とする。

6 使用言語、通貨及び日時

使用する言語は日本語、通貨は円、日時は日本標準時とする。

7 本事業に関する市の担当部署

名古屋市住宅都市局住宅部住宅整備課

TEL 052-972-2993 電子メールアドレス：a2988@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

【URL】<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000183738.html>

8 本事業に関するアドバイザー及びその協力会社

アドバイザー 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

協力会社 株式会社柳澤設計事務所

渥美坂井法律事務所弁護士法人